

岩倉市節水機器購入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭向けの節水機器であって、一定以上の節水性能を有するものを購入し、既存の機器と交換した際の費用の一部を予算の範囲内で補助することで、光熱水費の高騰による市民の負担を軽減すること及び市民の地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげることを目的として交付する岩倉市節水機器購入促進補助金（以下「節水補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 節水シャワーヘッド 浴室用のシャワーヘッドで、公益財団法人日本環境協会のエコマーク商品類型No. 158認定基準書節水器具Version1.4に記載された手元止水機構付シャワーヘッド若しくは小流量吐水機構付シャワーヘッド又はそれと同等以上の節水性能を有すると市長が認めるものをいう。
- (2) 節湯水栓 浴室、台所又は洗面所用の給水栓で、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年環境省告示第11号）に定める給水栓に係る特定調達物品等のうち、手元止水機構を有する水栓、小流量吐水機構を有する水栓、若しくは水優先吐水機構を有する水栓又はそれと同等以上の節湯性能を有すると市長が認めるものをいう。

(補助対象機器)

第3条 節水補助金の交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）は、次に掲げる要件を満たす節水シャワーヘッド又は節湯水栓とする。

- (1) 新品であること。
- (2) 業務用でないこと。
- (3) 既存の機器との交換のために購入したものであること。
- (4) 令和8年10月1日から令和9年2月28日までに購入、設置及び支払が完了したものであること。
- (5) 国、地方公共団体等による補助金、助成金等の交付を受けていないものであること。

(補助対象者)

第4条 節水補助金の交付の対象となる者は、自ら購入した対象機器を自らが住所を有する居宅に設置した個人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第7条第1項の規定による節水補助金の交付申請をする日において市内に住所を有し、かつ、市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税等（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号に定める徴収金をいう。第8条第3項において同じ。）を滞納していない者
- (3) 転売、譲渡等を目的として対象機器を購入していない者
- (4) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者

(補助対象経費)

第5条 節水補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象機器の購入、設置、配送に要する費用とする。ただし、次に掲げる費用は、対象としない。

- (1) 消費税及び地方消費税に相当する額
- (2) 既存の機器の処分に係る費用
- (3) ポイント、クーポン券、ギフト券等により支払った額
- (4) 市外の事業者が設置した場合の設置に係る費用（配送費は対象）
- (5) その他市長が不相当と認める費用

(節水補助金の額等)

第6条 節水補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10,000円を補助限度額とする。

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てるものとする。
- 3 対象機器の種類及び台数は、補助限度額の範囲内で制限を設けないものとする。
- 4 節水補助金の交付は、対象機器の種類及び台数にかかわらず、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 節水補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 5 日までに、岩倉市節水機器購入促進補助金交付申請書（様式第 1。第 3 項において「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 購入日、購入店名、購入した対象機器の名称、型番及び購入費用（補助対象経費の内訳）が分かる書類の写し

(2) 購入した対象機器の設置状況が分かる写真

(3) 購入した対象機器の節水効果、使用水量、規格等が確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる書類の提出は、岩倉市節水機器販売証明書（様式第 2）をもって代えることができる。

3 第 1 項の規定による申請書の提出は、インターネット、電子メール、郵送又は窓口への持参によるものとする。

4 第 1 項の規定による交付申請の受付は、予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に前項に定める方法により提出されたもののうち、その内容を審査し、適当と認めたものについて抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

（交付の決定及び通知）

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、節水補助金の交付の可否を決定し、岩倉市節水機器購入促進補助金交付決定（却下）通知書（様式第 3）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、節水補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、節水補助金の交付決定に際して、条件を付することができる。

3 市長は、節水補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、住民基本台帳の閲覧及び市税等の完納状況の確認をすることができる。

（節水補助金の請求）

第 9 条 前条第 1 項の規定により節水補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに岩倉市節水機器購入促進補助金交付請求書（様式第 4。次条において「請求書」という。）を市長に提出し

なければならない。

（節水補助金の交付）

第10条 市長は、請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに節水補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限等）

第11条 交付決定者が、節水補助金の交付を受けた対象機器（以下「補助決定機器」という。）の取得財産処分制限期間内に当該補助決定機器を処分しようとするときは、あらかじめ岩倉市節水機器購入促進補助金財産処分承認申請書（様式第5）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 補助決定機器の取得財産処分制限期間は、当該補助決定機器を設置した日から5年間とする。ただし、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この限りでない。

（1）天災等による破損その他の自己の責めに帰すべき事由以外の事由で対象機器を処分するとき。

（2）初期不良又は故障により対象機器を買い替え、又は処分するとき。

（3）その他市長が必要と認めたとき。

3 市長は、第1項の規定による財産処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定者に対し、岩倉市節水機器購入促進補助金財産処分承認通知書（様式第6）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、節水補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）第3条各号又は第4条各号に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

（2）虚偽の申請その他不正な手段により節水補助金の交付を受けたとき。

（3）補助決定機器を第三者に転売し、譲渡する等、本来の目的以外に使用したとき。ただし、補助決定機器の取得財産処分制限期間を経過したときは、この限りでない。

（4）補助決定機器を返品したとき。

（5）前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定に基づき節水補助金の交付決定を取り消したとき

は、岩倉市節水機器購入促進補助金交付決定取消通知書（様式第 7）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定に基づき節水補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に節水補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該節水補助金の返還を命ずるものとする。

（市による調査）

第 13 条 市長は、節水補助金を適正に交付するため、必要な範囲において、節水補助金の交付決定者に対して、補助決定機器の設置場所への立入検査等の必要な調査を行うことができる。

- 2 交付決定者は、市長が前項の調査を申し出たときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 11 条から第 13 条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。